

## 船舶事故調査報告書

平成23年12月8日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 石 川 敏 行

|   |   |
|---|---|
| 事故種類  | 火災  |
| 発生日時  | 平成23年5月3日 02時00分ごろ  |
| 発生場所  | 長崎県佐世保市宇久島北西方沖<br>宇久島所在の対馬瀬鼻灯台から真方位310° 21海里付近<br>（概位 北緯33° 32′ 東経128° 48′）   |
| 事故調査の経過   | 平成23年7月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。<br>原因関係者から意見聴取を行った。   |
| 事実情報<br>船種船名、総トン数<br>船舶番号、船舶所有者等<br>L×B×D、船質<br>機関、出力、進水等 | 漁船 第八隆洋丸、12トン<br>NS2-13774（漁船登録番号）、個人所有<br>16.29m (Lr) × 3.36m × 1.32m、FRP<br>ディーゼル機関、漁船法馬力数160、昭和63年9月17日  |
| 乗組員等に関する情報  | 船長 男性 29歳<br>一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定<br>免許登録日 平成12年3月29日<br>免許証交付日 平成21年10月5日<br>（平成27年3月28日まで有効）  |
| 死傷者等  | なし  |
| 損傷  | 集魚用水中灯（以下「水中灯」という。）1個、船員室及び後部甲板焼損   |
| 事故の経過   | <p>本船は、巻き網船団の灯船であり、船長が1人で乗り組み、宇久島北西方沖において、集魚用外灯（以下「外灯」という。）を点灯した錨泊中の僚船Aの船尾に約10mのロープを取って集魚の準備に取り掛かった。</p> <p>本船は、平成23年5月3日01時30分ごろ、船長が操舵室屋根の両舷に設置された外灯を点灯しようとして集魚灯用点灯スイッチ（以下「点灯スイッチ」という。）を誤って操作したことから、外灯が点灯せずに後部甲板の船員室後壁右舷側の収納筒に入れられた水中灯が点灯した。</p> <p>本船は、外灯として3kWのハロゲン灯を2個、水中灯として3kWのハロゲン灯を1個装備し、魚種等によって外灯又は水中灯を点灯しており、両灯の点灯スイッチは、操舵室内に設けられたカバー付ナイフスイッチであり、ハンドルを上にと倒すと外灯が、下に倒すと水中灯が点灯し、中立位置で両灯が消灯するようになっていた。</p> <p>船長は、点灯スイッチを操作した直後から、操舵室の寝台で横になって仮眠をとっていたので、外灯が点灯せずに水中灯が点灯していることに気付かなかった。</p> <p>船長は、02時00分ごろ、集魚中の僚船Aから、携帯電話で船員室後部付近から煙が出ている旨を知らされた。</p> |

|        |  |   |
|--------|--|---|
|        | <p>本船は、船長が雑用ポンプを運転して放水による消火活動に当たり、また、僚船Bが放水による消火活動に加わり、02時30分ごろ火災が鎮火した。</p> <p>本船は、操業を中止し、07時00分ごろ自力航行により佐世保市<sup>こうざき</sup>神崎漁港に入港した。</p>   |   |
| 気象・海象  | <p>気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約2m/s</p> <p>海象：海上 穏やか</p>   |   |
| その他の事項 | <p>船長によれば、焼損状況から水中灯の熱により収納筒が過熱し、発火して船員室及び後部甲板に延焼した。風は、船尾方向から少し吹いていた。</p> <p>本船は、中央に操舵室、その後方に機関室囲壁、船員室及び後部甲板が順に配置されていた。</p> <p>水中灯は、使用しないときには収納筒に入れられていた。</p> <p>収納筒は、内径125mm、高さ400mmの塩化ビニール製であり、使用直後の冷却のため、ふだんから海水が半分ほど入れられており、本事故当時も同様であった。</p> |   |
| 分析     | <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>   | <p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、宇久島北西方沖において錨泊中、外灯を点灯する際、船長が、点灯スイッチの操作を誤って水中灯を点灯させたことから、水中灯を入れていた収納筒が過熱して発火し、周囲の可燃物に延焼したものと考えられる。</p> |
| 原因     | <p>本事故は、夜間、本船が、宇久島北西方沖において錨泊中、外灯を点灯する際、船長が、点灯スイッチの操作を誤って水中灯を点灯したため、水中灯を入れていた収納筒が過熱して発火し、火災となったことにより発生したものと考えられる。</p>   |   |
| 参考     | <p>船舶所有者は、本事故後、点灯スイッチの誤操作を防止するためにカバー付ナイフスイッチを使用しないこととし、操舵室の分電盤内にそれぞれ外灯用及び水中灯用のスイッチを新設した。また、船長は、集魚灯を点灯した際、点灯状況を必ず確認することとした。</p>   |   |